

第 3 部  
災 害 復 興 計 画



## 第1章 復興の基本的考え方

### 1 復興の基本的考え方

- 市域に大規模な震災被害が発生したときは、多摩市は、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。
- 応急・復旧は対策を迅速かつ機動的に実施するものであり、復興は対策を中長期的視点に立って計画的に実施するものである。
- 被災後間もない段階での応急・復旧対策が質的な変化を伴いつつ、徐々に、復興対策へと進行していく。
- 復興に際しては、災害に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるよう、雇用、保健、医療、福祉などの施策を総合的かつ計画的に進めることが重要である。
- 多摩市は「東京都震災復興マニュアル」及び「区市町村震災標準マニュアル」を参考とし、地域性を反映した「多摩市震災復興マニュアル」の策定を検討する。それらに基づき、震災後一日も早く都市の復興と市民生活の再建を図るための計画を定め「災害に強い街・防災都市多摩」の実現を目指すために復興事業を推進していく。
- 生活復興
  - 第一の目標は、被災者のくらしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図ることである。
  - 心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前のくらしに戻ることが困難な場合には、被災者が新しい現実の下で、それに適合したくらしのスタイルを構築していくことができるようにする。
  - 個人や事業者は自らの責任において、あるいは共に助け合って復興を図っていくことが基本である。行政は、被災者の復興作業が円滑に進むよう、助成や情報提供・指導・相談等を通じて自立のための環境整備を行う。
  - 自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対しては、医療、福祉等の施策を通じ、生活復興のための直接支援を行う。
- まちの復興

人びとがくらしやすく、住み続けることができる、活力に満ちた多摩をつくるため、次の点に留意して都市復興に取り組む。

  - 特に大きな被害を受けた地域のみならず、都市全体の防災性の向上を目指し、都市基盤の向上や良好な市街地の形成を図り、「被災を繰り返さないまちづくり」を行う。
  - 復興の整備水準は、窮状の回復に止まらず、新しい時代の要請に応えられる質の高いまちの実現を目指す。このため、将来世帯も含め人びとが快適なくらしや都市活動を営むことができる「持続的発展が可能な都市」にしていくことを目標とする。
  - 市民、事業者、多摩市、都、国等が「協働と連帯によるまちづくり」を行う。

## 第2章 復興本部

### 1 復興本部の設置

- 市長は、地震により被害を受けた地域が多摩市内で相当の範囲に及び、かつ復旧・復興に相当の時間を要すると考えられるような重大な被害を受けた場合に復興本部を設置する。
- 復興本部は、災害復旧・復興を中・長期的視点に立って実施していくための組織体制であり、通常業務や災害応急対策を行う組織とは別に臨時組織として設置する。
- 市長は、被災後1週間程度の早い時期に復興本部を設置する。
- 市長は、復興本部が設置された時は、次に掲げるもののうち必要と認めた者に本部を設置したことを通知する。
  - 各部長
  - 指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者
  - 都知事
  - 隣接地方公共団体、地方行政機関等
- 各部長は本部設置の通知を受け次第、直ちに所属職員に対し、周知徹底しなければならない。
- 本部が設置された場合、設置場所に「多摩市復興本部」の標示を行う。
- 復興本部の事務局は、都市整備部及び企画政策部とし、事務局長を都市整備部長とする。また、企画政策部長は、副事務局長として事務局長を補佐する。

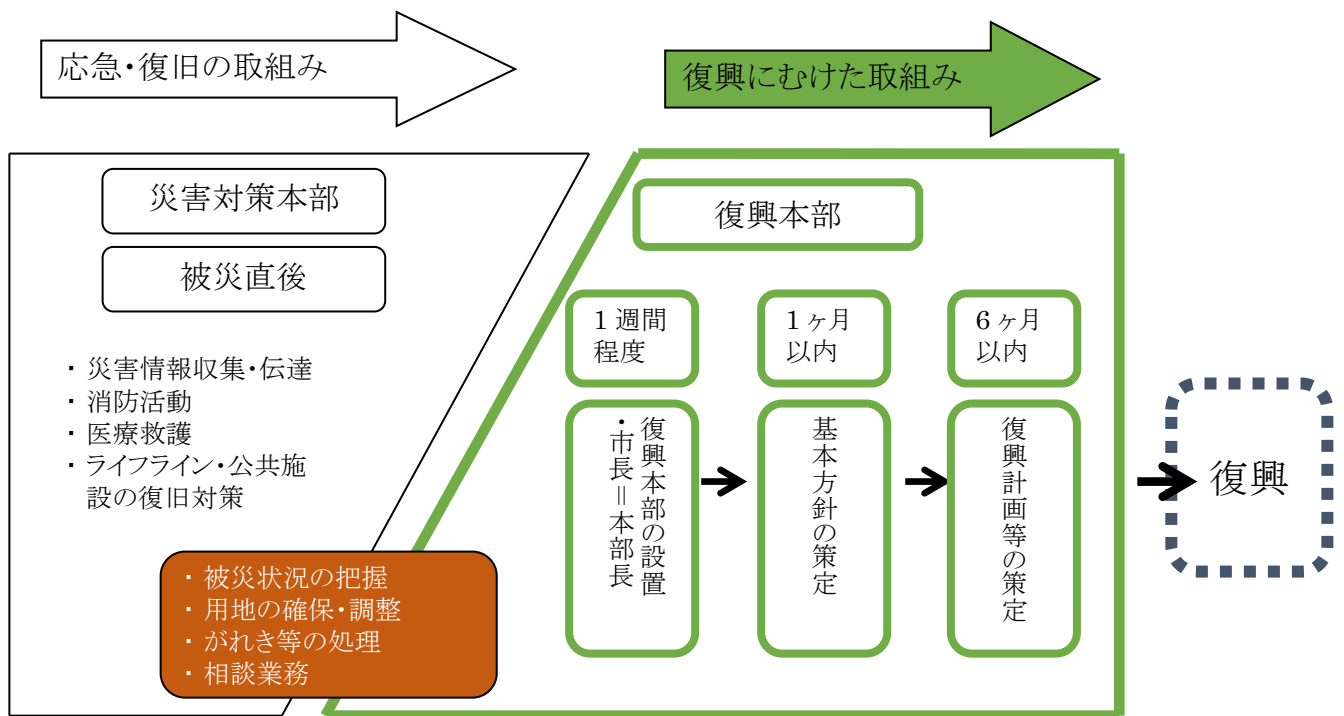
### 2 復興本部の廃止

- 本部長は、多摩市の地域において、災害復旧・復興対策がおおむね完了し、多摩市が支援を行うことを必要とする市民の生活やまちの復興が成し遂げられたと認めたときは、復興本部を廃止する。
- 復興本部の廃止の通知等は、設置の場合に準じて処理する。

### 3 復興本部の役割及び災害対策本部との関係

- 復興本部は、震災復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ、計画的に実施する組織であり、災害応急・復旧対策を臨時的、機動的に実施する災害対策本部とは、その目的と機能を異にする。
- しかしながら、震災復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に、徐々に進行していくものであるため、災害対策本部が所掌する応急的な事務事業で、震災復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理する。
- 復興本部は、震災復興計画を策定するとともに、震災復興事業の総合調整を行う。
- 東京都に対しては、必要に応じて、連絡調整及び災害復興に関する技術的な支援のための職員を派遣するよう要請する。

【震災時における東京都の取組図】



#### 4 復興本部の関連組織

- 復興本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。
- 本部長は市長、副本部長は副市長及び教育長をもって充て、本部員は各部長相当職をもって充てる。
- 本部員の職責は、本部長の命を受け、又は本部会議の決定に従い、震災復興に係る事務事業を企画立案し、実施すること、担当事務事業の執行状況を本部長又は本部会議に報告すること及び本部長の特命に関すること。
- 復興本部の事務局は、都市整備部及び企画政策部とし、事務局長を都市整備部長とする。また、企画政策部長は、副事務局長として事務局長を補佐する。(再掲)
- 本部長は、学識経験者、市民代表及び行政関係職員等により構成される震災復興計画検討委員会を設置し、震災復興基本方針等を諮る。

#### 5 復興本部における各局の分掌事務

- 復興本部の事務分掌は、それぞれ「所管事項に係る震災復興対策に関すること。」とするが、被災状況などに応じて、本部長の命により変更されることがある。
- 災害対策の事務自体も、時間の経過とともに応急、復旧、復興対策と推移するため、災害対策本部と復興本部の事務分担については、必要に応じて協議し、決定する。
- 復興本部は平常時の組織体制にできるだけ影響を及ぼさずに効率的に震災復興事業を推進していく体制とし、組織規程上の各部に対応し、それに上乗せする臨時的な組織とする。

## 第3章 震災復興計画の策定

市長は、震災発生後、復興本部を設置し、復興に係る基本的方針を策定するとともに、被災後6ヶ月以内を目途に震災復興計画を策定する。

### 1 震災復興基本方針の策定

- 復興本部長は、復興後の市民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本戦略を明らかにするため、震災後1ヶ月以内を目途に、復興本部会議の審議を経て、「震災復興基本方針」を策定する。
- 震災復興基本方針の策定にあたっては、次の事項に配慮する。
  - 暮らしのいち早い再建と安定
  - 安全で快適な生活環境づくり
  - 雇用の確保、事業の再開
  - 多摩地区の中核機能の速やかな回復

### 2 震災復興計画の策定

- 本部長は、多摩市災害復興基本方針に基づき、復興に係る多摩市の最上位計画として総合的な多摩市災害復興計画を策定する。この計画では、復興の基本目標と多摩市が実施する復興事業の体系を明らかにする。
- 多摩市災害復興計画の策定にあたっては、本部長は災害復興検討会議を招集し、計画の理念等の検討を諮問する。本部長は、災害復興検討会議の提言を踏まえ、復興本部会議の審議を経て、被災後6ヶ月を目処に復興計画を策定する。
- 作成過程において広く市民等の声を聴き、その意見を反映することとする。
- 都市復興、住宅復興等その性質上、具体的な事業計画等を必要とする分野については、多摩市災害復興計画の策定と並行して整合性を保ちながら、個別の復興計画を策定する。

### 3 特定分野計画の策定

- 生活復興、都市復興等、その性質上具体的な事業計画等を必要とする分野については、総合的な復興計画の策定と並行して、個別の復興計画を策定する。
- 震災復興計画を踏まえ、地区復興都市計画原案又は地区復興まちづくり計画原案を作成する。原案をもとに地域住民との協議を重ねながら計画案を確定し、地域復興に取り組んでいく。

#### (1) 生活復興

##### ① 住宅の復興

住宅の復興は、被災者の生活安定のための前提であり、都市を復興するための不可欠の要素である。民間住宅の復興は自助努力が基本」という原則を踏まえながら、行政による適切な支援を行うことが必要である。このため、市は東京都等と連携を図り、個人の自力再建を支援する施策の充実を図るとともに、これらの施策では再建が困難な被災者に対しては、直接に公営住宅等を供給していく。

② 暮らしの復興

- 暮らしを震災前の状態に回復させるため、保健・医療・福祉・文化・社会教育、消費生活等に関する対策を総合的に推進する。
- ボランティアや NPO 等が活動しやすい環境の整備を図るとともに、これらの市民団体等との連携の下、生活基盤・環境を創造的に形成する。

(2) まちの復興

都及び多摩市は、被害の状況を把握し、復興体制をつくるための「家屋被害概況調査」や、復興の基本的な考え方をまとめる「都市復興基本方針」の作成、無秩序な建築の制限を行う建築制限、復興への具体的な計画をまとめる「都市復興基本計画」や「復興まちづくり計画」の作成等を行う。

(3) 都市復興のプロセス

- 都市の復興を迅速かつ円滑に行うため、都市復興のプロセスを明確にするとともに、都市復興の基本方針や復興都市計画等を策定しておく。
- 多摩市は東京都と連携し、次の段階を目安に、都市の復興を推進していく。

項目	期間	内容
復興初動態勢の確立	発災～1週間	復興本部の設置等を行い、都市復興に取り組む基本的な態勢を確立する。
震災復興基本方針等の策定	1週間～1ヶ月	被災地域の状況に応じて復興事業を効果的に進めるため、次表に定める4段階の復興対象地区を設定する。また、円滑な復興事業の推進のため、復興方針、復興地区区分、建築指導の方針等を盛り込んだ復興整備条例(仮称)の策定に向け関係所管と事前に調整を協議する。
震災復興計画等の策定	1ヶ月～6ヶ月	被災市街地ごとの復興の基本的な計画並びにその実現手法を明らかにするため、都市復興基本計画の策定等を行う。
震災復興事業計画等の確定	6ヶ月～1年	復興事業の対象となる住民と十分に合意形成を図りながら、復興事業計画を確定する。
震災復興事業の推進	1年以降	復興事業計画に基づいて、復興事業を推進する。ただし、都市復興基本方針との整合がとれている既定の都市計画事業等については、住民合意の下に、被災後速やかに実施する。

○ 復興対象地区の設定

地区名	項目	内容
重点復興地区	抜本改造型	被災が集中的に発生し、かつ都市基盤が未整備の地区で、計画的な復興を図るために建築制限を実施し、抜本的な都市改造を行う事業を実施する必要がある地区をいう。
復興促進地区	部分改造・自力再建型	重点復興地区と復興促進地区の中間に位置づけられ、一部地区で抜本的な都市改造を行う事業を実施しその他では自力再建型の復興を進めることが適切と考えられる地区をいう。
復興誘導地区	自力再建型	被災が散在的にみられる地区で、主として個々の家屋の更新によって復興を図ることが適切と考えられる地区をいう。
一般地区		被災がほとんど見られない地区をいう

(4) 産業の復興

- 多摩市は、東京都と連携して震災からの産業の復興にあたり、早期の事業再開が円滑に進むよう支援するとともに、中長期的視点に立ち、産業復興を図る施策を進める。
- 復興過程においては、自力再建までの一時的な事業スペースの確保への支援、施設再建のための金融支援、取引等のあつ旋、物流の安定など、総合的な対策を講じる。

#### 4 被災者総合相談所の設置

多摩市は、復興対策の本格化に応じて、関係各部との連携・協力により、被災者総合相談所を設置する。

- 1 開設場所..... 本庁舎及び東庁舎に開設する
- 2 開設時期..... 被災後1か月程度を目途とする。
- 3 開設決定..... 復興本部において決定する。
- 4 相談分野、相談内容..... 部が連携し、復興過程における様々な相談業務に迅速に対応る。



想定される相談内容

- ・ 復興に関する市政一般相談
- ・ 復興に関する苦情受付
- ・ 復興情報の提供
- ・ 外国人の生活相談
- ・ 税務相談
- ・ 市税に関する相談(減免措置、徴収猶予等の相談)
- ・ 住宅総合相談(都や市の支援策・応急仮設住宅窓口の案内など)
- ・ 住宅の修理・解体・撤去に関する相談
- ・ 建築制限にかかる相談
- ・ 住宅に係る法律相談や税相談
- ・ 中小企業の経営相談・資金融資相談
- ・ 消費生活情報及び消費生活相談
- ・ 動物の保護・譲渡・飼育
- ・ 震災ごみの分別、収集
- ・ 生活再建支援金、災害援護資金、生活福祉資金等の相談
- ・ 生活保護等福祉相談
- ・ 障がい者相談
- ・ 生活資金相談
- ・ 高齢者相談
- ・ メンタルヘルスケア
- ・ 医療・健康相談
- ・ 衛生相談(感染症の予防、環境衛生)
- ・ 子ども相談
- ・ 保育相談
- ・ 教育相談

## 第4章 多摩市震災復興マニュアルへの取り組み

### ■多摩市

- 復興とは長期的な視点に立ち、震災後の市民生活の再建や、復興に立ち向かう活力の創設など、各方面に大きな影響を与えられとされる。
- また、街を新たに再生させる役割も果たさなければならないことから、今後、復興マニュアルの策定を検討する。
- 多摩市震災復興マニュアル運用にあたっては、その時の課題などに応じ、柔軟に変更する。

### ■東京都

東京都震災復興マニュアル(以下、「震災復興マニュアル」という。)は、「都市復興マニュアル」(平成9年)と「生活復興マニュアル」(平成10年)を統合し、復興事務の手引きとなる「復興施策編」と都民向けの「復興プロセス編」の2部構成となっている。

